（業務の休廃止）

第四十五条の八　指定報酬管理事業者等は、報酬等関係業務を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

一　休止又は廃止を必要とする理由

二　休止する日及び休止の期間又は廃止する日（第三項において「廃止の日」という。）

三　報酬又は補償金を受ける権利を有する者（次条第一項第五号において「権利者」という。）に対する報酬又は補償金の支払に関し必要な事項

２　文化庁長官は、前項の規定による廃止の届出があつたときは、その旨及び同項各号に掲げる事項を官報で告示する。

３　法第九十三条の三第三項、第九十四条第一項、第九十四条の三第三項又は第九十六条の三第三項の規定による指定は、廃止の日として前項の規定により官報で告示された日に、その効力を失う。

（指定の取消し）

第四十五条の九　文化庁長官は、指定報酬管理事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、法第九十三条の三第四項各号（法第九十四条第四項、第九十四条の三第四項及び第九十六条の三第四項において準用する場合を含む。）に掲げる要件のいずれかを備えなくなつたとき。

二　法第九十三条の三第六項の規定に違反して報告をせず、若しくは帳簿、書類その他の資料を提出せず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき、又は同項の規定による勧告に従わなかつたとき。

三　第四十五条の三第一項の規定により文化庁長官に届け出た業務規程によらないで報酬等関係業務を行つたとき、その他報酬等関係業務の適正な運営をしていないと認められるとき。

四　第四十五条の五又は第四十五条の六第一項の規定に違反したとき。

五　相当期間にわたり報酬等関係業務を休止している場合であつて、当該休止により権利者の利益を著しく害するおそれがあると認められるとき。

２　文化庁長官は、前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を官報で告示する。

（報酬等の額に関する裁定の申請）

第四十五条の十　法第九十三条の三第八項（法第九十四条第四項、第九十四条の三第四項及び第九十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の裁定（第三号において「裁定」という。）を求めようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二　他の当事者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

三　裁定を求めようとする報酬又は補償金の額の算定の基礎となるべき事項

四　協議が成立しない理由

２　前項の申請書には、申請に至るまでの協議経過を記載した書面を添付しなければならない。

附則中第七条から第九条までを削り、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（指定報酬管理事業者等の事業計画等の提出等についての経過措置）

第六条　第四十五条の三第一項に規定する指定報酬管理事業者等の同項に規定する報酬等関係業務に係る最初の事業年度における第四十五条の五第一項の事業計画及び収支予算については、同項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「法第九十三条の三第三項、第九十四条第一項、第九十四条の三第三項又は第九十六条の三第三項の規定による指定を受けた後遅滞なく」とする。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、令和三年十月一日から施行する。

（業務規程の届出等に関する準備行為）

２　著作権法の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定による指定を受けた著作権等管理事業者（同項に規定する著作権等管理事業者をいう。）は、この政令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前においても、この政令による改正後の著作権法施行令第四十五条の三第一項の規定の例により、同項に規定する業務規程を定め、文化庁長官に届け出ることができる。この場合において、当該届出は、施行日以後は、同項の規定による届出とみなす。

文部科学大臣　萩生田光一
内閣総理大臣　菅　　義偉

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年九月二十七日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第二百六十七号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十八号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和四年十月一日とする。

厚生労働大臣　田村　憲久
国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　菅　　義偉

職業安定法施行令及び行政手続法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年九月二十七日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第二百六十八号

職業安定法施行令及び行政手続法施行令の一部を改正する政令

内閣は、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第五条の五第一項第三号及び行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十九条第四項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

（職業安定法施行令の一部改正）

第一条　職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第六号中「第二十条の二」の下に「、第二十一条第二項」を加える。